

□財源率について

令和4年4月1日現在（単位：％）

組合員種別	区 分		掛金率	負担金率
一般組合員	短期給付	短期	3.77000	3.77700
		介護	0.900	0.900
知事組合員	長期給付		9.90000	14.07105
	福祉事業		0.176	0.176
特定消防組合員	短期給付	短期	—	—
		介護	—	—
	長期給付		9.90000	14.07105
	福祉事業		0.176	0.176
船員一般組合員	短期給付	短期	3.59500	3.94500
		介護	0.900	0.900
	長期給付		9.90000	14.07105
	福祉事業		0.176	0.176
継続長期組合員	短期給付	短期	—	—
		介護	—	—
	長期給付		9.90000	14.07105
	福祉事業		—	—

- (注) 1 掛金は組合員、負担金は地方公共団体（事業主負担分及び公的負担分）の負担となります。
- 2 掛金・負担金の額は、組合員の標準報酬月額及び標準期末手当等の額に上記に掲げる率を乗じて算出されます。
なお、標準報酬月額及び標準期末手当等の額は、以下の3のとおり上限額（最高限度額）が定められています。
- 3 最高限度額
- (1) 標準報酬月額
短期給付及び福祉事業 1,390,000円
長期給付 650,000円
- (2) 標準期末手当等
短期給付及び福祉事業 5,730,000円（年度累計）
長期給付 1,500,000円（1回の支給につき）
- 4 短期給付の介護分の掛金率及び負担金率は、40歳以上65歳未満の組合員に適用されます。
- 5 短期給付の短期分の負担金率には、育児休業手当金及び介護休業手当金に要する費用分の公的負担金率が含まれています。
- 6 長期給付の掛金率及び負担金率のうち、厚生年金分に係る掛金率及び負担金率は、70歳未満の組合員に適用されます。
また、長期給付の負担金率には、基礎年金拠出金に係る負担に要する費用及び公務等による障害共済年金等に要する費用分の公的負担金率が含まれています。
なお、このほか長期給付の負担金には、追加費用に係る公的負担金率（標準報酬月額に2.01％を乗じる率）分があります。